

# 令和7年度 大崎市年間監査計画

令和7年度の監査，検査及び審査（以下「監査等」という。）については，「大崎市監査基準」（以下「基準」という。）に基づき，次のとおり計画するものとする。また，具体的な内容については，別に各監査等の実施計画を定めて実施するものとする。

## 第1 実施予定の監査等の種類及び対象

### 1 財務監査 《地方自治法第199条第1項，第4項，第5項，基準第5条第1項第1号》

監査対象は全組織とし，各部局及び各行政委員会は課等の単位で，公営企業は企業会計の単位で，年1回定期監査として実施する。ただし，小中学校及び保育所等は，おおむね3年ごとに行う。監査対象課等が所管する施設及び工事現場等の実地監査は，必要があると認めるとき，監査等の日程を勘案して実施する。

また，財務監査は年1回の定期監査のほか，必要があると認めるときは，随時監査として実施する。

### 2 行政監査 《地方自治法第199条第2項，基準第5条第1項第2号》

行政監査は，財務監査に併せて定期監査時に実施する。なお，重点事項の一部については，必要に応じて実施することができる。

### 3 財政援助団体等に対する監査 《地方自治法第199条第7項，基準第5条第1項第6号》

次の団体等を監査対象の基準とし，この中から監査実施団体を選定する。

(1) 市が補助金等を交付している財政援助団体

(2) 出資団体

ア 監査実施年度における大崎市の出資比率が25%以上の団体

イ 監査実施日現在で，設立後1年以上経過している団体

(3) 公の施設の指定管理料が，おおむね500万円以上の指定管理者

(4) 上記以外の団体等で監査委員が特に必要と認めるもの

### 4 例月現金出納検査 《地方自治法第235条の2第1項，基準第5条第1項第10号》

例月現金出納検査は，大崎市一般会計，特別会計，水道事業会計，下水道事業会計，病院事業会計及びその他歳入歳出外現金等について，毎月25日に行うものとする。ただし，その日が休日に当たるとき又はやむを得ない理由により検査することができないときは，その期日を変更することができる。

### 5 決算審査及び基金の運用状況審査 《地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項，地方自治法第241条第5項，基準第5条第1項第11号，第12号》

決算審査は，令和6年度の大崎市一般会計，特別会計，水道事業会計及び下水道事業会計並びに病院事業会計について行い，基金の運用状況審査も同時に実施する。

### 6 健全化判断比率審査及び公営企業の資金不足比率審査 《地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項，基準第5条第1項第13号，第14号》

健全化判断比率審査は，健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について，公営企業の資金不足比率審査は，資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載し

た書類について、それぞれ前項の決算審査に併せて実施する。

**7 公金の収納又は支払事務に関する監査** 《地方自治法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項，基準第 5 条第 1 項第 7 号》

公金の収納等に係る金融機関等に対する監査は，指定金融機関，指定代理金融機関，及び収納代理金融機関に対し，必要があると認めるとき又は市長若しくは公営企業管理者からの要求があるときに実施する。

**8 住民監査請求に基づく監査** 《地方自治法第 242 条，基準第 5 条第 1 項第 8 号》

住民が，市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為，若しくは財務会計上の怠る事実があると認め，監査請求を行ったときに，請求に理由があるか等を監査する。なお，住民監査請求監査実施計画については，住民監査請求があり，要件審査を経て監査請求を受理したときに，別途定める。

**第 2 監査等の対象別実施予定時期**

別紙「令和 7 年度 定期監査等年間計画表」のとおりとする。

**第 3 監査等の実施体制**

原則として，監査委員 3 名及び補助職として監査委員事務局職員 4 名の監査体制により実施する。

**第 4 その他必要と認める事項**

**1 弁明，見解等の聴取及び改善促進**

監査等を実施した結果，導き出される指摘，意見及び勧告等に関する報告の決定の前に，対象部局等の長から弁明，見解等の聴取を行うものとする。

**2 監査等の結果に関する報告等の提出**

監査又は検査を終了したときは，結果に関する報告等を議会及び市長等へ提出するものとする。なお，監査の結果に基づいて，必要があると認める場合は，結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに，当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。また，審査を終了したときは，意見を市長に提出する。

**3 監査等の結果に関する報告等の公表**

監査等の結果に関する報告等について，監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。